

令和8年度
一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月

南箕輪村

目 次

I	基本事項.....	1
1	目 的.....	1
2	処理計画期間.....	1
3	処理計画区域.....	1
II	一般廃棄物処理実施計画.....	1
1	処理計画量.....	1
2	処理主体.....	2
3	処理計画.....	2
4	収集運搬計画.....	5
	(1) 収集区域.....	5
	(2) 収集回数及び区分.....	5
	(3) 外部搬出.....	8
	(4) 処理施設への直接搬入.....	8
III	生活排水処理実施計画.....	9
1	処理計画量.....	9
	(1) 処理主体人口.....	9
	(2) し尿・浄化槽汚泥処理量.....	9
2	処理主体.....	9
3	処理計画.....	10
	(1) 合併処理浄化槽整備.....	10
	(2) 下水道整備.....	10
	(3) 単独浄化槽・生活排水処理槽.....	10
4	収集運搬計画.....	10
	(1) 収集区域.....	10
	(2) 収集方法.....	11
5	生活排水処理施設整備計画.....	11

I 基本事項

1 目的

南箕輪村一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 第 6 条第 1 項及び南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 8 条の規定に基づき、村の一般廃棄物の処理実施計画を定めます。

2 処理計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 処理計画区域

南箕輪村全域

II 一般廃棄物処理実施計画

1 処理計画量

令和 8 年度の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源物・有害ごみ等の処理量目標値を次のとおりとします。

(トン/年)

種 類		8 年度 (目標)
可燃ごみ		2, 5 4 5. 0
不燃ごみ・粗大ごみ		1 4 4. 0
資源物	資源プラスチック	1 7 1. 0
	缶・びん	1 0 6. 0
	ペットボトル	1 6. 0
	古紙類・飲料パック	6 4. 5
	廃食用油	2. 0
	再生可能衣類	1 2. 0
	小型家電	3. 5
	乾電池・蛍光管・水銀含有物	7. 0
資源物計		3 8 2. 0
計		3, 0 7 1. 0

人口の多寡に左右されることなく他市町村とのごみ量の比較に利用できる家庭系ごみ1人1日排出量は次のとおりとします。

家庭系ごみ1人1日当たり排出量 (家庭系可燃ごみ年間総量/365日/人口16,321人) ※人口は南箕輪村一般廃棄物処理基本計画より	396 g (うち可燃ごみ 308 g)
--	-------------------------

2 処理主体

種 類		収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		委託収集 許可収集・自己搬入	上伊那広域連合	埋立て
	事業系生ごみ・動植物性残さ	許可収集	業者に委ねる	リサイクル
不燃ごみ・粗大ごみ		委託収集 許可収集・自己搬入	上伊那広域連合	埋立て・ リサイクル
資源物	資源プラスチック	委託収集	指定業者	リサイクル
	缶・ビン	委託収集	上伊那広域連合	
	ペットボトル	委託収集	指定業者	
	古紙類・飲料パック	委託収集	業者に委ねる	
	廃食用油	委託収集	業者に委ねる	
	再生可能衣類	委託収集	業者に委ねる	
	小型家電	委託収集	業者に委ねる	
	乾電池・蛍光管	委託収集	業者に委ねる	
	水銀含有物			
	インクカートリッジ	宅配便	業者に委ねる	

3 処理計画

ごみ排出抑制・資源化の取組

(1) 村の施策

ア 資源化が可能であるのに、燃やせるごみ等として扱っている品目の資源化のための分別収集を行います。

- ・令和8年4月からリチウムイオン電池使用の充電式小型家電「発火性危険物」の回収を開始します。
- ・プラスチック製品類の再資源化を進めるため、従来のプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品の再商品化を実施するための分別収集を行います。

- ・再生可能衣類・廃食用油の回収を行います。
- イ 分別収集しているが排出方法が住民に徹底されていないと思われる品目の周知徹底を図ります。
- ウ 小型家電リサイクル法に定める品目のリサイクルに努めます。
- ・小型家電リサイクル法に定める品目のうち、回収ボックス（投入口 30×10 センチ）に投入できるサイズのものを、役場庁舎で回収します。
 - ・小型家電リサイクル法に定める品目のうち、燃やせないごみ指定袋に入る大きさの目安のものを、秋ごろ役場正面駐車場で回収します。
- エ 広報等による住民周知の徹底を図る。
- ・ごみカレンダーの作成配布をすると同時に、その他紙類・廃食用油等排出方法が徹底されていないと思われる品目について周知を図ります。
 - ・転入者にごみカレンダー、How to 動画を用い、ごみの出し方のルールについて丁寧に説明をします。
 - ・アパートの管理者に説明を行い、管理者を通じてアパート住民への分別ルールの周知を図り、分別が徹底されていないアパートには広報・通知等により周知徹底を図ります。
 - ・ごみ処理施設の視察などを通じて、小中学校での環境教育を充実させ、ごみの減量化や資源化に対する意識高揚を図ります。
 - ・出前講座などによる、ごみ減量化・資源化等について住民への情報提供を行います。
 - ・分別方法の変更について、上伊那広域連合と連携して周知します。
 - ・ごみ分別アプリを広く普及させ、分別の徹底を図ります。
- オ 生ごみのさらなる減量化・堆肥化を図るため、引き続き生ごみ処理器等の購入について補助制度を実施します。
- カ 上伊那広域連合と連携し、ごみの減量化のための研究を続けます。
- キ 事業系廃棄物の正しい分別と適正処理を促します。
- ク さらなるごみ減量を進めるため、4 R^{*}の推進を図ります。
- ※4 R：リフューズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

（２） 地域の役割

- ア 地区衛生部を中心に、村と連携したごみ分別の情報発信します。
- イ 各地区に設置してあるごみ収集ステーションを管理運営します。
- ウ 集団回収の取組と学校・子ども会等が行う集団回収の支援します。

エ 地区の行事等を活用し、小中学校の児童・生徒に対するごみの減量化や資源化の啓発します。

(3) 家庭の取組

ア 日ごろの生活を点検して、ごみの排出抑制に努めます。

- ・買い物際には買い物袋等を持参し、できるだけレジ袋を受け取りません。また、家族数にあった量を購入し、買い過ぎに留意します。
- ・過大包装の商品の購入は控えるとともに、余分な包装を求めません。
- ・繰り返し使える容器（ビールびん等）に入った商品や、詰め替え商品（シャンプー等）の選択に努めます。
- ・季節の食材（旬の食材）・地域の食材（地産地消）を使用するなど、調理の際にはエコクッキングに配慮し、食材を使い切ることや作り過ぎないように努めます。
- ・物を大切にし、壊れたらすぐ買い換えるのではなく、「直して使う」ことに努めます。

イ ごみの資源化に努めます。

- ・村が資源として分別収集している品目については、決められたルールに基づく分別排出に努めます。
- ・燃やせるごみとして排出する紙ごみを今一度見直し、資源として活用できる雑がみは、家庭にある紙袋を利用して、小さな紙であっても資源分別排出に努めます。
- ・地域・学校・子ども会等が行う資源ごみの集団回収を活用します。
- ・家庭にあってまだ使える不要な日用品等はフリーマーケット等を活用します。

ウ 生ごみは各家庭に合った堆肥化・減量化等を行います。堆肥化等が困難で、燃やせるごみとして出す場合は水切りを徹底します。

エ 村や地域が行うごみ減量化や資源化の施策に積極的に協力します。

オ 賞味期限の近い商品や地元で作られたものを購入する等のエシカル消費^{*}に努めます。

※エシカル消費：人、社会、環境、地域に配慮した消費行動を行うこと。

(4) 事業所等の取組（村等公的機関を含む）

ア 自ら排出する事業系ごみ（一般廃棄物）は、排出抑制はもとより資源化を優先して、ごみとして排出する量を極力減らすよう努めます。

イ 事業系の古紙類は、資源化することとし、燃やせるごみとして排出しません。

ウ 飲食店等生ごみが出る事業者は、事業者の実情に合わせた自家処理・委託処理等を選択して堆肥化等資源化に努めます。

エ 再資源化による商品の流通を促進するため、再資源化商品の利用に努めます。

オ 村や地域が行うごみ減量化や資源化の施策に積極的に協力します。

(5) 小売店等商品を販売する事業所等の役割

ア 販売した商品の容器包装類を回収するよう努めます。(回収ボックスの設置等)

イ 商品の仕入れに当たっては過大包装されているものを避け、商品の容器包装類が消費者にとって容易に分別できるものか等も考慮するよう努めます。

ウ 自ら包装して販売する商品については、衛生面を損なわない範囲で極力簡易包装に努めます。

エ 消費者の買い物袋持参運動に協力し、推進を図ります。

オ 量り売りが可能な商品は量り売りに積極的に取り組みます。

4 収集運搬計画

(1) 収集区域

南箕輪村全域

(2) 収集回数及び区分

一般廃棄物の収集回数及び区分は、年度当初に村がごみカレンダー等で示すとおりとします。

ア 収集回数

種 類	収集回数	収集日 (地区別)
可燃ごみ	週 2 回	毎週月・木曜日 (久保・中込、塩ノ井・北殿、 信大・南原・大芝・大泉・北原)
		毎週火・金曜日 (南殿・田畑、神子柴・沢尻)
不燃ごみ・缶 びん・ペットボトル 資源プラスチック 発火性危険物	月 2 回	毎月第 1・3 水曜日 (久保・中込、南殿・田畑)
		毎月第 1・3 火曜日 (塩ノ井・北殿)
		毎月第 2・4 水曜日 (神子柴・沢尻)
		毎月第 2・4 火曜日 (信大・南原・大芝・大泉・北原)
古紙類	月 1 回	第 1 月曜日 (久保・中込、塩ノ井・北殿)

再生可能衣類		第2月曜日（南殿・田畑、神子柴・沢尻）
		第3月曜日（信大・南原・大芝・大泉・北原）
廃食用油	月2回	毎月第1・3月曜日（全地区）
蛍光灯・乾電池 水銀含有物	年2回	5月15日、10月9日 乾電池・水銀含有物については、回収ボックス（役場庁舎入口に設置）にて随時
小型家電		回収ボックス（役場庁舎入口に設置）にて随時 秋ごろ、役場正面駐車場にて一斉回収（年1回）
インクカートリッジ		回収ボックス（役場庁舎入口に設置）にて随時

イ 分別区分

番号	種類	分別区分上の注意等
①	可燃ごみ	上伊那クリーンセンターで焼却できるもの (以下の⑧から⑱の資源化できる可燃ごみを除く)
②	不燃ごみ	クリーンセンター八乙女で処理できるもの (以下の③から⑦の資源化できる不燃ごみを除く)
③	スチール缶等	主としてスチール製の容器
④	アルミ缶等	主としてアルミ製の容器
⑤	ガラス瓶（茶色）	主としてガラス製の容器で茶色のもの
⑥	ガラス瓶（無色）	主としてガラス製の容器で無色のもの
⑦	ガラス瓶（その他）	主としてガラス製の容器で茶色、無色以外のもの
⑧	ペットボトル等	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料またはしょうゆ等を充填するためのもの
⑨	資源プラスチック	主としてプラスチック製容器包装と製品プラスチック。 プラスチック製容器包装：中身の商品を取り出した（使った）あと、不要となるプラスチック製の入れ物（容器）や包んであったもの（包装）。プラマークがついている。 製品プラスチック：プラスチック製容器包装やPET ボトル以外のプラスチ

		ック製品。プラスチック素材 100%のもの。
⑩	発火性危険物 充電式小型家電 (12 製品)	主としてリチウムイオン電池使用の充電式小型家電「発火性危険物」。 モバイルバッテリー、加熱式たばこ、スマートフォン・携帯電話、電気シェーバー、ワイヤレスイヤホン、ハンディファン、電動歯ブラシ、携帯ゲーム機・コントローラー、スマートウォッチ、タブレット端末・ノートパソコン、コードレス掃除機、電動工具 (バッテリーのみ)
⑪	飲料用紙パック	主として紙製の容器で飲料を充填するためのもの (アルミニウムが利用されているものは可燃ごみへ)
⑫	段ボール	主として段ボール製の容器
⑬	新聞紙	
⑭	チラシ	一枚紙に限る
⑮	雑誌類	雑誌・本 (ビニールコート部分は可燃ごみ等へ)
⑯	雑がみ	⑩から⑮以外の紙 (ただし、写真、インクジェット写真プリント紙、ビニール油紙、アルミコート紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、圧着はがき、合成紙、銀紙、金紙、和紙、防水加工紙、感熱紙、感熱発泡紙、感光紙、油紙、洗剤容器などの臭いの付いた紙は、可燃ごみへ)
⑰	再生可能衣類	毛布・タオルケット、タオル・てぬぐい、シーツ、セーター等
⑱	廃食用油	家庭用の廃植物性食用油 (動物性食用油は可燃ごみへ、機械油は業者へ)
⑲	蛍光管	割れた蛍光管、電球、豆電球、LED 蛍光管、LED 電球は燃やせないごみへ
⑳	乾電池	充電式電池も回収可
㉑	水銀含有物	水銀体温計、水銀式血圧計、ボタン電池、電子たばこ等
㉒	小型家電	小型家電リサイクル法に定められた品目のうち、回収ボックス (投入口 30×10 センチ) に投入できる大きさのものは回収ボックスへ 小型家電リサイクル法に定められた品目のうち、燃やせないごみ指定袋に入る大きさの目安のものは、秋ごろ役場正面駐車場で回収 (年 1 回)
㉓	インクカートリッジ	使用済みインクカートリッジ

(3) 外部搬出

上伊那広域圏内で資源化处理できない一般廃棄物等については、処理施設のある市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知をし、処理を行います。

(4) 処理施設への直接搬入

直接搬入できる処理施設は、以下のとおりとします。

番号	施設の名称	搬入できる一般廃棄物の種類
①	上伊那クリーンセンター	同センターが受け入れる可燃ごみ、可燃粗大ごみ
②	クリーンセンター八乙女	同センターが受け入れる不燃ごみ、不燃粗大ごみ
③	村が指定する資源プラスチック処理施設	分別区分⑨に掲げるプラスチック製容器包装及び製品 プラスチック

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 処理計画量

(1) 処理主体人口

(単位：人)

	R8年度計画（見込）
計画処理区域内人口	16,321
公共下水道接続人口	15,420
浄化槽使用人口（単独・合併）	544
非水洗化人口	357
計画処理区域外人口	0

(2) し尿・浄化槽汚泥処理量

(単位：kℓ)

	R8年度計画（見込）
汲取し尿処理量	475
浄化槽汚泥処理量（単独・合併）	256
家庭雑排水汚泥処理量	40

2 処理主体

本村における生活排水の処理は、次の表のとおりとする。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	主体
公共下水道	し尿、生活排水、工場排水	南箕輪村
単独処理浄化槽	し尿	個人等
合併処理浄化槽	し尿、生活排水	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	伊那中央行政組合

3 処理計画

(1) 合併処理浄化槽整備

ア 施設整備

集合処理区域外及び現に集合処理区域とされていないが、周辺の開発状況等により、近い将来集合処理区域とした方が合理的な区域を除く区域を対象に、「村合併処理浄化槽等設置整備事業補助金交付要綱」により補助金を交付し、整備を進めます。

イ 維持管理の適正化

年1回以上の清掃、浄化槽と土壌浸透施設等の定期的で適正な点検・管理を促します。

ウ 汚泥処理

浄化槽汚泥は、引き続き伊那中央衛生センターで受入れ処理します。

(2) 下水道整備

ア 施設整備

開発・宅地等の造成に伴い、整備を進めます。

イ 下水道接続促進

集合処理区域内の未接続家庭、事業所の接続率の向上を図ります。特に、くみ取り便所や生活排水簡易処理槽設置家庭や事業所の接続を促進します。

(3) 単独浄化槽・生活排水処理槽

- ・ 集合処理区域内は下水道への接続、集合処理区域以外は合併浄化槽への転換を促します。単独浄化槽について、年1回以上の清掃、浄化槽と土壌浸透装置の定期的で適正な点検管理を促します。
- ・ 処理槽について、定期的な清掃を促す。生活排水処理槽汚泥については、引き続き村の貯留槽で受入れ、村が許可業者に委託して処理します。

4 収集運搬計画

(1) 収集区域

南箕輪村全域

(2) 収集方法

収集は、許可業者により定期的にあるいは使用者の申し込みにより行います。

5 生活排水処理施設整備計画

伊那中央衛生センター新施設については、令和9年度より本格稼働します。